

浜田市選挙管理委員会告示第 40 号

令和 7 年 10 月 19 日行 う 浜田市長及び浜田市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条及び同法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 127 条の規定により次のとおり定める。

令和 7 年 10 月 12 日

浜田市選挙管理委員会委員長 岡 本 正 博

- 1 浜田市長選挙に係る選挙運動に関する支出金額の制限額
6,413,300 円
- 2 浜田市議会議員一般選挙に係る選挙運動に関する支出金額の制限額
3,131,500 円